

# 入札説明書

宮城刑務所及び福島刑務所市場化テストモデル事業に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書（添付資料を含む。以下「本説明書」という。）によるものとする。

なお、本説明書は、平成17年5月12日に公表した「宮城刑務所及び福島刑務所市場化テストモデル事業実施に関する方針」（添付資料を含む。以下「実施方針」という。）並びに実施方針に関する質問及び意見に対する回答（以下これらを「実施方針等」という。）を反映したものであるが、本説明書と実施方針等に相違がある場合には、本説明書の内容が優先するものとする。また、本説明書に記載がない事項については、本説明書に関する質問に対して回答することとする。

## 1 公告日

平成17年5月12日（木）

## 2 契約担当官等

支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 原 優  
東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

## 3 事業概要

### (1) 事業名

宮城刑務所及び福島刑務所市場化テストモデル事業

### (2) 対象施設

宮城刑務所（本所）及び福島刑務所（福島刑務支所を含む。）

### (3) 事業場所

#### ア 宮城刑務所

仙台市若林区古城2の3の1

#### イ 福島刑務所

福島市南沢又字上原1

### (4) 事業内容

宮城刑務所及び福島刑務所市場化テストモデル事業（以下「本事業」という。）は、「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」（平成16年12月24日規制改革・民間開放推進会議）において選定された事業として、開札の結果、選定された民間事業者（以下「落札者」という。）が、当該施設における事務事業の一部を行うことを内容とする。

本事業の詳細は、別添「宮城刑務所及び福島刑務所市場化テストモデル事業契約書（案）」（以下「事業契約書」という。）及び「宮城刑務所及び福島刑務所市場化テストモデル事業業務要求水準書」（以下「要求水準書」という。）を参照すること。

### (5) 要求される業務要求水準

要求水準書（案）のとおり。

なお、要求水準書（案）については、入札参加希望者からの意見等を受けて、本年6月8日に正式な要求水準書を公表（法務省（URL：<http://www.moj.go.jp/>）のホームページからの取得及び法務省矯正局総務課予算係にて受領可能）するので、公表後においては、正式要求水準書をもって、業務要求水準とすること。

(6) 事業期間等

ア 事業期間

事業開始の日から平成18年3月31日までの期間とする。

イ 今後のスケジュール（予定）

平成17年5月12日 実施方針，要求水準書(案)，リスク分担（案）等の公表及び入札公告，入札説明書の公表

5月23日 入札説明会

5月24日 実施方針，要求水準書(案)，リスク分担（案）等の公表及び入札公告，入札説明書の公表に対する意見の受付，入札説明書に対する質問の受付

6月 8日 要求水準書の公表  
質問に対する回答

6月20日 提案書類提出期限

6月21日

提案書類評価及びヒアリング

6月28日

6月30日 入札即開札

平成18年3月31日 事業終了

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由のある者に該当する。

(2) 予決令第71条に規定される次の事項に該当しない者であること。

する者は、競争に参加する資格を有しない。

(3) 平成16・17・18年度一般競争（指名競争）入札参加資格（全省庁共通）審査において、資格の種類が「役務の提供等」であり、競争参加地域が「東北」で「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。

(4) 警備業法第4条に基づく警備業の認定を受けている者であること。

(5) 入札者は、本件事業を実施する上において、業務の全部又は一部を第三者（連結決算対象企業を除く。）に委託することなく実施できる者であること。

5 契約担当部局

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号  
法務省大臣官房会計課調達第二係 佐藤利弘

電話：03 - 3580 - 4111（内線2198）

6 入札説明会の日時及び場所

平成17年5月23日（月）午後1時30分

法務省大臣官房会計課入札室（法務省17階）

なお、入札説明会参加者が多数の場合は、同日、複数回に分けて実施することがある。

7 資格審査結果通知書（写）提出期限

平成17年6月20日（月）午後5時00分まで

8 本説明書に対する質問等

(1) 本説明書に対する質問（実施方針等に記載があつて本説明書に記載がない事項に関する質問を含む。）及び実施方針・要求水準等に意見がある場合には、「イ 方法」に留意の上、適宜の様式で質問書又は意見書を提出すること。

ア 期間

平成17年5月24日（火）から同年5月30日（月）午後5時00分までに必着のこと。

イ 方法

質問書については、質問の内容を簡潔にまとめ、Microsoft Excel でファイルを作成し、電子メールに添付して次の係あてに提出する。着信については、質問者において確認のこと。

なお、添付ファイルも含めた電子メールの情報量が500キロバイト以上のものは受け付けない。

〒100 - 8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

法務省矯正局総務課予算係

電話：03 - 3580 - 4111（内線2560）

電子メールアドレス：prison-pfi@moj.go.jp

(2) 上記(1)の質問に対する回答は、電子メール、ファクシミリ等の方法により、質問者に対して直接回答する。

なお、以下のとおり、法務省（URL：<http://www.moj.go.jp/>）のホームページにも掲載する。

（掲載期間（予定））

平成17年6月8日（水）午前10時00分から同年6月17日（金）午後5時00分まで

9 提案書類の提出

(1) 提出期限

平成17年6月20日（月）午後5時00分まで

(2) 提出場所

上記5に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送による。ただし、郵送する場合は、書留郵便に限る。  
なお、電子メールによるものは受け付けない。

10 提案書類

(1) 落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、以下の書類を提出すること。

ア 事業概要に関する提案（基礎点確認）

要求水準に対する事業実施内容及び事業実施方法・体制を具体的かつ簡潔に記載し、別添「業務要求水準書に関する確認書」を添付の上、提出すること。

なお、本内容が要求水準を満たさない場合は、失格となること。

イ 加点対象となる提案

各項目について具体的かつ簡潔に記載の上、提出すること。

(ア) モデル事業実施に係る管理・運営体制の整備に関すること

(イ) 業務従事者の弾力的運用に関すること

(ウ) 受託業務コスト削減のための工夫に関すること

(エ) 情報の機密保持及びトラブル処理に関すること

(オ) 受託業務を的確に行うために必要な知識及び技能等の明示に関する事項

(カ) モニタリングを迅速かつ正確に実施するための受託業務報告に関する事項

(2) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱い

ア 著作権

提出書類の著作権は、入札参加者に帰属する。なお、本事業の公表その他国が必要と認めるときは、国は提出書類の全部又は一部を使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提出書類については、本事業の公表以外については使用せず、落札者決定後、返却すること。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負うこと。

(4) 国が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできないこと。

(5) 複数の提案を行うことはできないこと。

(6) 提出書類は、提出後において、その内容を変更することができないこと。

(7) 提出書類に関する問い合わせ先は、上記5に同じであること。

11 入札方法等

(1) 入札方法

ア 入札参加者は、本説明書及び本説明書に関する質問に対する回答に従

い、入札書を提出しなければならない。

イ 入札書は、定められた様式に従い作成し、記名・押印の上、封かんし、入札参加者の氏名（法人の場合は名称又は商号）を表記し、入札日に提出しなければならない。

ウ 入札参加者は、代理人をもって入札する場合、その代理人に委任状を持参させなければならない。

エ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

オ 入札参加者は、いったん入札した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

カ 入札参加者は、予算決算及び会計令第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人にすることができない。

## (2) 公正な入札の確保

ア 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

イ 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

ウ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

## (3) 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

## (4) 入札価格

入札価格については、事業契約書及び要求水準書に掲げる業務遂行に係る一切の経費のうち、リスク分担表（別添リスク分担表（案）に対する入札参加希望者からの意見を受けて、本年6月8日に正式なリスク分担を公表（法務省（URL：<http://www.moj.go.jp/>）のホームページからの取得及び法務省矯正局総務課予算係にて受領可能）する。）において国の負担とされる経費を除き、すべて見積もることとする。

## 12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 免除する。

## 13 入札・開札

(1) 日 時

平成17年6月30日(木)午後1時30分入札即開札

(2) 場 所

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号  
法務省大臣官房会計課入札室

(3) その他

入札参加者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

14 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(1) 入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札書提出後開札時まで上記4に掲げる資格を失ったもの、又は、開札時において上記4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 記名押印を欠く入札

(4) 金額を訂正した入札

(5) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札

(6) 明らかに連合によると認められる入札

(7) 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(8) その他本説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

15 落札者の選定方法等

(1) 落札者の選定方式

国は、価格及びその他の条件が国にとって最も有利な事業計画を提案した者を選定する総合評価落札方式（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6、予決令第91条第2項）により落札者を選定する。

(2) 落札者の選定体制

国は、落札者の選定に当たり、客観的な評価を行うため、法務省内に設置した「宮城刑務所及び福島刑務所市場化テストモデル事業評価委員会」（以下「市場化テスト評価委員会」という。）に、入札参加者の事業提案に対する評価についての調査審議を委ね、同委員会による調査審議の結果を受けて、総合評価落札方式により落札者を選定する。

市場化テスト評価委員会の委員構成は以下のとおり。

なお、委員長は委員の互選とする。

委員 法務省大臣官房参事官 室 井 誠 一

委員 矯正局成人矯正課企画官 横 尾 邦 彦

委員 矯正局矯正医療企画官 福 島 靖 正

委員 矯正局総務課矯正調査官 手 塚 文 哉

(3) 落札者の選定方法

国は、以下の手順により本事業の実施に携わる事業者を選定する。

ア 提案書類評価

(ア) 提案書類評価は、総合評価落札方式により本事業の落札者を選定する

ため、入札参加者が策定した事業計画の提案内容を評価するものであり、「宮城刑務所及び福島刑務所市場化テストモデル事業事業者選定基準」(以下「選定基準」という。)に定める評価項目及び得点配分により評価する。

- (イ) 国は、入札参加者が提出した提案書類について、資料作成の不備の有無を確認し、入札参加者が策定した事業計画の評価についての調査審議を市場化テスト評価委員会に委ねる。
- (ウ) 事業計画の提案内容の評価は、要求水準を満たしているものには基礎点を得点として与え、更に、選定基準に定める各評価項目について、要求水準を超える部分について評価に応じた得点を付与する。
- (I) 国は、事業計画の提案内容の評価に関する市場化テスト評価委員会の調査審議結果の報告に基づき、資料作成の不備がある提案及び基礎点を得られない評価項目がある提案を不採用とする。
- (オ) 評価過程において提案書類を提出した入札参加者にヒアリングを実施する。  
なお、ヒアリングの日時は追って通知する。

#### イ 開札

国は、採用となった事業計画を提案した入札参加者による入札価格と予定価格を比較し、入札価格が予定価格の範囲内にある提案について総合評価を行う。

なお、予算決算及び会計令第85条の規定に基づく基準に該当する場合には、同令第86条の規定に基づく調査を行う場合がある。

#### ウ 総合評価

- (ア) 入札参加者は入札書及び提案書類(以下、これらを「事業提案」という。)をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、ア(ウ)によって得られる基礎点と加点の合計を入札価格で除して得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。
- (イ) 入札参加者からの事業提案を選定基準に基づき評価する。  
なお、事業提案に要求範囲外の事業提案が記載されていた場合は、その部分は採点の対象としない。
  - a 事業提案が要求水準のすべてを満たしているか否かについて評価を行い、評価結果において事業提案がすべての要求水準を満たしている場合は適格とし、一項目でも満たしていない場合(記載がない場合も含む。)は不合格とする。  
なお、適格者については、基礎点を付与する。
  - b 事業提案のうち国が特に重視する項目(加点項目)について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加点を付与する。
- (ウ) 上記(ア)において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

#### エ 入札結果の公表

入札結果は、落札者の選定後速やかに入札参加者に対して通知するとともに、掲示及び法務省ホームページへの掲載その他適宜の方法により

公表する。

#### 16 契約書の作成

- (1) 総合評価落札方式により契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、契約担当官等が定めた期日まで）に、事業契約書（案）により契約を取り交わすものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときには、まず、その者が契約書に記名して押印するものとする。
- (3) 上記(2)の場合において、契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

#### 17 契約条項

事業契約書（案）のとおり

#### 18 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加希望者は、本件説明書を熟読し、かつ、遵守すること。
- (3) 入札をした者は、入札後、本件説明書についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。
- (4) 事業提案については、その後の他の事業において、その内容が一般的に適用される状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある提案についてはこの限りでない。